

燕市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

燕市固定資産評価審査委員会条例（平成18年燕市条例第30号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 4 月 2 3 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

燕市固定資産評価審査委員会条例(平成18年燕市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。